HRRC Focus
vol.2
2023年11月発行

外国人受け入れ制度と東三河地域における外国人の状況

公益社団法人東三河地域研究センター　研究員　小川 はる菜

1. はじめに

総務省の調査[1]によると、2023年1月1日現在の愛知県の外国人住民[2]人口は278,116人で、都道府県別では全国で2番目に多い（図表1）。東三河地域をみると、全体では33,065人、そのうち市町村別で最も多いのは豊橋市の19,548人となっている（図表2）。これは豊橋市の人口の5.3%にあたり、およそ19人に1人が外国人という計算になる。豊橋市をはじめ人口減少が進む東三河地域では、外国人は地域の経済や社会を支える重要な担い手となっている。

■図表1　都道府県別　外国人人口（上位5位まで）

順位	都道府県	人口（人）
1	東京都	581,112
2	愛知県	278,116
3	大阪府	267,918
4	神奈川県	239,301
5	埼玉県	208,334

出典：総務省（2023）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成

■図表2　東三河地域の外国人人口

市町村	人口（人）
豊橋市	19,548
豊川市	7,354
蒲郡市	3,324
新城市	1,114
田原市	1,649
設楽町	41
東栄町	17
豊根村	18
合計	33,065

出典：総務省（2023）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成

昨今の在留外国人に関する話題として、「技能実習」および「特定技能」の制度見直しが挙げられる。その内容については、現在も政府において検討が進められている段階であり、現時点ではこれらの制度見直しによる東三河地域への影響は不透明な部分もあるが、当地域の在留外国人のうち17.2%は「技能実習」もしくは「特定技能」の在留資格を持つ人であり[3]、今後の動向については注視していく必要がある。

本稿では、外国人受け入れ制度である技能実習および特定技能の概要、現行の制度における問題点、制度見直しのポイントについて整理する。併せて、各種統計データから東三河地域の外国人の状況について概観することで、今後の当地域における外国人受け入れ・共生について考えるための手がかりとしたい。

2.「技能実習」「特定技能」の概要、制度見直し

外国人受け入れ制度である「技能実習」と「特定技能」について、2023年11月現在の制度内容を図表3に示した。以下、両制度の概要と問題点、制度見直しのポイントについてまとめる。

■図表3　技能実習と特定技能の比較

	技能実習	特定技能1号	特定技能2号
制度目的	途上国への技能移転を通じた国際貢献	国内の人手不足に対応するため、外国人材を確保	国内の人手不足に対応するため、外国人材を確保
在留期間	最長5年	通算5年	更新すれば上限なし
対象職種	90職種	12分野	11分野
入国時などの試験	なし（介護職種のみ日本語能力要件あり）	日本語試験と業種ごとの技能試験あり（3年間の技能実習を円滑に修了すれば免除）	「1号」からの移行が前提で、日本語試験は不要。業種ごとの技能試験などで確認
就業先の転籍	原則不可	可能	可能
家族帯同	不可	不可	可能

出典：植村信介「技能実習見直し議論」『読売新聞』2023年1月10日

注記：対象職種は2023年11月現在の情報に更新している。

（1）技能実習

技能実習は発展途上国の人材育成を通じた国際貢献を目的として、1993 年に創設された制度である。農業や漁業、建設業など 90 職種を対象としている（2023 年 10 月 30 日時点）。

外国人が日本で働きながら技術を学ぶ制度であるが、一部では違法な低賃金や残業代未払い、長時間労働、職場での暴力・暴言などの人権侵害が大きな問題になっている。劣悪な労働環境が原因で実習生の失踪が相次いでおり、2023 年 4 月時点で所在不明の実習生の数は 11,902 人にのぼる[4]。また、技術移転による国際貢献という制度の目的と、国内の人手不足の穴埋めのために実習生を労働力として活用する実態が乖離していることも問題視されている。

こうした実態を踏まえて、政府は有識者会議で制度のあり方について議論し、2023 年 6 月 9 日、制度改正の方針を決定した。技能実習については現行の制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新制度を創設する。新制度のポイントは、技能実習では原則認めていない「転籍」を容認する点である。外国人労働者が日本語能力や技能などの一定の条件を満たせば、同じ業務分野で職場を変更する「転籍」ができるようになる。2023 年 11 月 24 日、有識者会議は最終報告を取りまとめ、新制度の名称として「育成就労」を提示した。政府はこの最終報告に基づいて、2024 年の通常国会への関連法案提出を目指している。

（2）特定技能

特定技能は漁業や建設業など、人手不足が深刻な分野で即戦力の外国人労働者を受け入れるため、2019 年に導入された制度である。「特定技能 1 号」は一定の専門性や技術を持つことを条件とし、「特定技能 2 号」はさらに熟練した技能を必要とする。技能実習より高い語学力や技能が求められ、取得には日本語試験や業種ごとの技能試験に合格する必要がある。技能実習を良好に修了した場合は試験なしで 1 号に移行でき、実習生からの移行が約 7 割を占める[5]。

技能実習と同様に、特定技能についても 2023 年 6 月 9 日の閣議決定により、制度の改正方針が示された。その後、同年 8 月 31 日に「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野を定める省令（平成 31 年 3 月 15 日法務省令第六号）」が改正・施行されたことで、それまで 2 分野のみであった 2 号の受け入れ対象分野に 9 分野が追加され、11 分野に拡大した（図表 4）。1 号の「介護」については、国家資格を持つ外国人の在留資格がすでにあるため、2 号には加えられなかった。

■図表 4　特定技能の対象分野拡大

1号・2号（2分野）	
建設	
造船・舶用工業	
1号のみ（10分野）	
ビルクリーニング	→2号に追加
製造業（産業機械など）	
自動車整備	
航空	
宿泊	
農業	
漁業	
飲食料品製造業	
外食業	
介護	※2号は在留資格「介護」で対応

出典：「特定技能 2 号 9 分野追加」『中日新聞（夕刊）』2023 年 6 月 9 日

追加された 9 分野はそれまで 1 号のみ受け入れていた。在留期間が通算 5 年までと制限のある 1 号に対して、2 号は期間の上限がないため、長く日本で働くことができる。2019 年に始まった本制度で 1 号の資格を取得した外国人が 2024 年以降に在留期限を迎える中、各産業分野から「2 号として雇用を続けたい」との声が上がっていたことが、今回の制度改正の背景にある。2 号の対象分野を拡大し、1 号からの移行を促していく。

3. 東三河地域における外国人の状況

（1）国籍別人口、外国人比率

東三河地域に居住する外国人[6]人口の推移を 5 年ごとにみると、2005 年から 2020 年にかけて 21,603 人→19,918 人→19,874 人→28,156 人と移り変わっている（図表 5）。2010 年、2015 年と減少したものの、2020 年には大幅に増加した。新型コロナウイルスの感染拡大により、2020 年 4 月以降は水際対策が強化されたことで日本への新規入国者数は大幅に減ったが、2020 年の国勢調査（調査基準日：2020 年 10 月 1 日）では、当地域の外国人人口が減少に転じることはなかった。

国籍別では、「韓国、朝鮮」「ブラジル」が減少傾向で、「中国」「フィリピン」が増加傾向にある。人数自体はまだ少ないが、近年では「タイ（2020 年 193 人）」「インドネシア（同年 799 人）」「ベトナム（同年 2,310 人）」といった東南アジアの国々も高い増加率である。とりわけベトナムは急激に増加しており、2010 年から 2015 年にかけては約 3.9 倍、2015 年から 2020 年にかけては約 4.6 倍にもなっている。

■図表 5　東三河地域における外国人の国籍別人口および外国人比率の推移

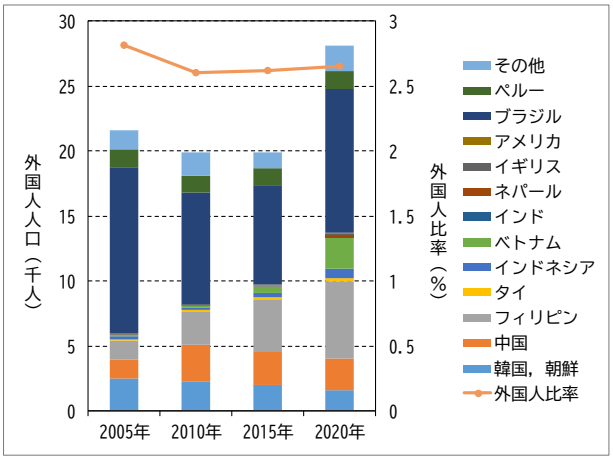

出典：総務省統計局「国勢調査」より作成

注記：2005 年から 2015 年は、「その他」にインド、ネパールを含んでいる。

各市町村の外国人人口を国籍別に見てみると、豊橋市、豊川市、新城市の 3 市において最も割合が高いのが「ブラジル」で、それぞれ 46.0%、40.5%、36.0%となっている（図表 6）。また、蒲郡市では「フィリピン」（45.2%）が、田原市では「中国」（29.7%）が最も高い割合を占めており、地域によって国籍別人口に異なった特徴がみられる。愛知県全体では、「ブラジル」が 22.9%、「中国」が 17.8%、「ベトナム」と「フィリピン」がいずれも 14.2%で、この 4 か国で全体の 69.1%を占める。

■図表 6　外国人人口の国籍別の割合（2020 年）

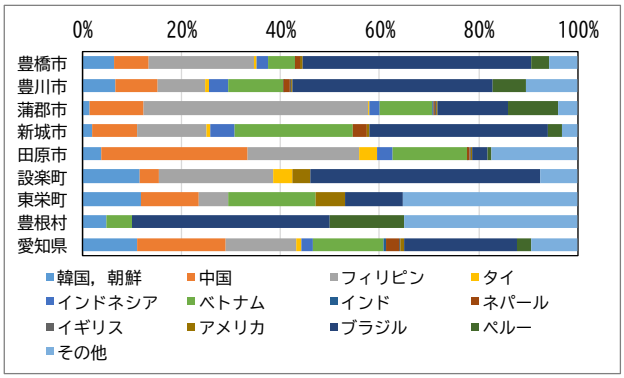

出典：総務省統計局「国勢調査」より作成

図表 7 は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」をもとにした直近 4 年間の市町村別の外国人割合を示したものである。全国、愛知県、東三河ともに緩やかな上昇傾向にある。2019 年と 2022 年との差をみると、東三河では豊根村が 0.8%と上昇率が最も高いが、他の市町村は－0.1～0.4%程度に留まっている。

2022 年において、外国人比率の最も高い地域は、豊橋市（5.3%）で、次いで蒲郡市（4.2%）、豊川市（3.9%）である。東三河 5 市は、全国（2.4%）を上回っており、外国人の集積が高いといえる。

■図表 7　外国人比率の推移

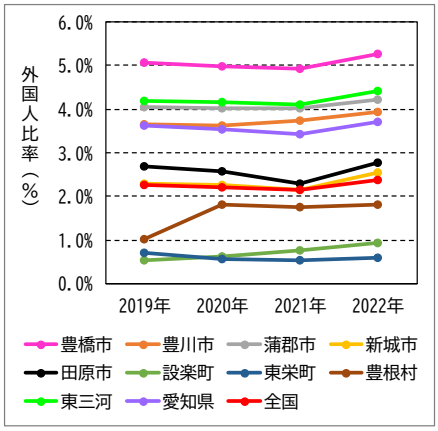

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成

注記：各年、翌年 1 月 1 日を基準として作成している。

（2）産業別　外国人労働者人口

東三河地域の外国人労働者[7]数の推移（2019 年～2022 年）をみると、2019 年の 19,697 人から右肩上がりに増加し、2022 年には 21,897 人と 2019 年と比べて約 1.1 倍になっている（図表 8）。全国も同様に、2019 年から 2022 年まで増加し続け、1.1 倍増（1,659 千人→1,823 千人）である。2020 年 4 月以降、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限で、技能実習生をはじめ外国人労働者の入国が困難になったことが一つの要因となり、東三河、全国ともに 2020 年から 2021 年にかけては増加傾向が鈍化している。

■図表 8　外国人労働者数の推移

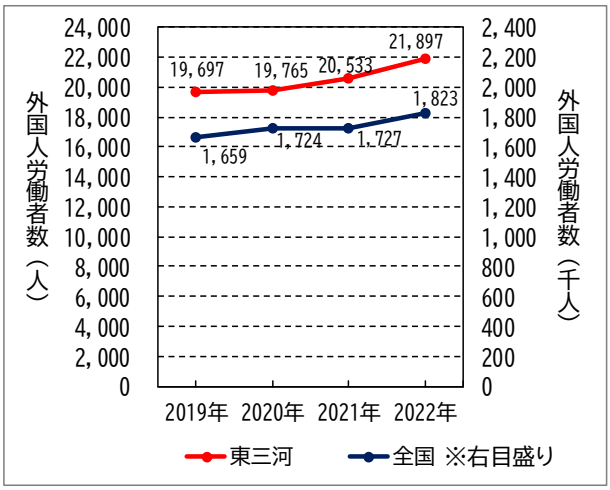

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成

東三河地域の産業別外国人労働者数の推移では、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」は 2019 年から増加し続けている（図表 9）。特に「医療、福祉」は、2019 年から 2022 年にかけて約 1.8 倍増加している。「建設業」は 2021 年に、「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」は 2020 年にそれぞれ減少しているが、その年以外は増加している。「情報通信業」は、人数自体は少ないものの、増加傾向にある。

■図表 9　東三河地域における産業別外国人労働者数の推移

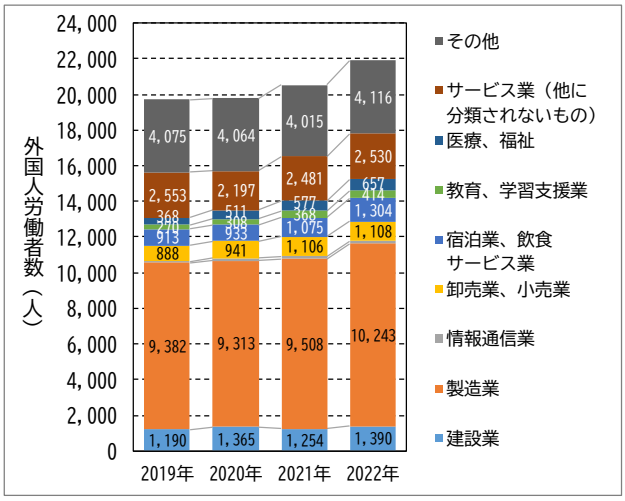

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成

図表 10 は、2022 年における産業別外国人労働者数を全国、愛知県、東三河で比較したもので、「製造業」は愛知県が 40.5%、東三河が 46.8%とそれぞれ高い。「情報通信業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」は全国が最も高く、次いで愛知県、東三河の順である。農業分野に従事する外国人労働者は統計上、「その他」に分類される。農業が盛んな東三河は全国、愛知県よりも「その他」の割合が高くなっている。

■図表 10　産業別外国人労働者の割合（2022 年）

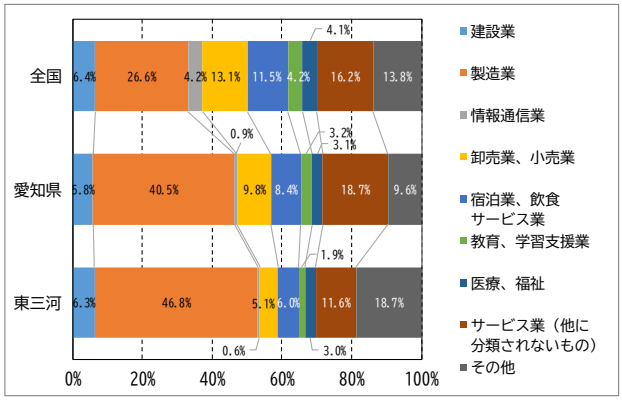

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成

（3）在留資格別　外国人労働者人口

在留資格別外国人労働者について、図表 11 では 6 つのカテゴリーに分類して整理した。各カテゴリーの概要は図表 12 に示し、図表 13 には専門的･技術的分野の在留資格について詳細に示した。

東三河地域の在留資格別外国人労働者数の推移について、「③技能実習」以外の在留資格では概ね増加傾向にある。特に、2019 年から 2022 年にかけて、特定技能を含む「①専門的・技術的分野の在留資格」では、949 人から 2,761 人と約 2.9 倍に増加している。これは、2019 年に特定技能の制度が創設されたことで、専門的な技術を生かして日本で就労する外国人が増えたことが要因の一つとして挙げられる。一方、「③技能実習」は 2020 年を境に減少に転じ、2019 年と 2022 年を比較すると約 16.3%減となっている。新型コロナウイルス感染拡大による渡航制限で帰国できない技能実習生が、特定技能の資格を取得して移行するケースが多くみられたことと、入国制限によって来日する技能実習生の人数が減少したことが要因で、このような推移になった。

■図表 11　東三河地域における在留資格別外国人労働者数の推移

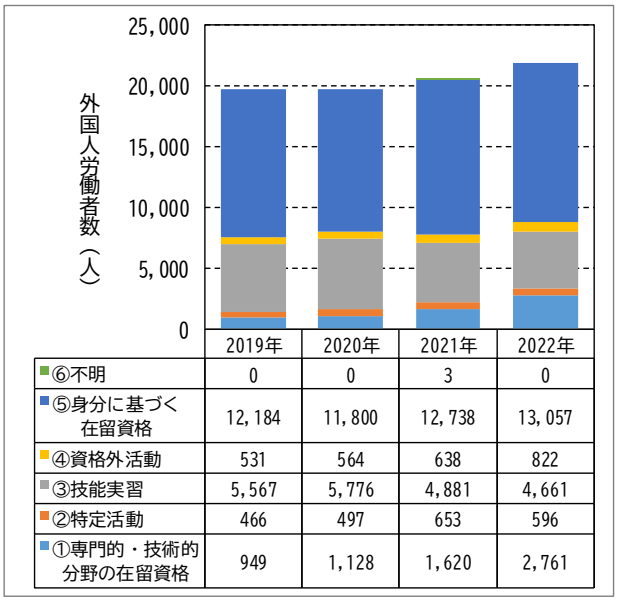

	2019年	2020年	2021年	2022年
⑥不明	0	0	3	0
⑤身分に基づく在留資格	12,184	11,800	12,738	13,057
④資格外活動	531	564	638	822
③技能実習	5,567	5,776	4,881	4,661
②特定活動	466	497	653	596
①専門的・技術的分野の在留資格	949	1,128	1,620	2,761

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成

■図表 12　図表 11 のカテゴリー別の概要

①専門的・技術的分野の在留資格
就労目的で在留が認められている者。図表13参照。

②特定活動
経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外交官等に雇用される家事使用人、ワーキング・ホリデー等が該当する。

③技能実習
2010年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与される。

④資格外活動
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。留学生のアルバイト等が該当する。

⑤身分に基づく在留資格
在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。永住者､日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（主に日系人）が含まれる。

■図表 13　専門的・技術的分野に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営･管理	企業等の経営者・管理者
法律･会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術･人文知識･国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野の各業務従事者

出典：厚生労働省「日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 182.3 万人の内訳）」
https://www.mhlw.go.jp/content/000885275.pdf

全国、愛知県、東三河を比較すると、「③技能実習」の割合は東三河が最も高く、次いで全国、愛知県である（図表 14）。「⑤身分に基づく在留資格」の割合についても東三河（59.6%）が最も高く、全国（32.7%）と比較するとその割合の高さが際立っている。

■図表 14　在留資格別外国人労働者の割合（2022 年）

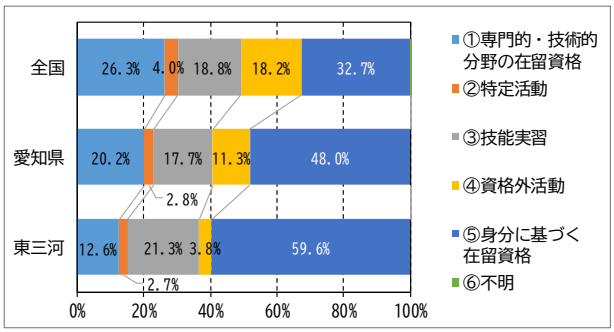

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成

4. おわりに

日本に住む外国人は言語や文化、生活習慣などの違いから、日常生活においてあらゆる問題を抱えている。外国人が多く集住する東三河地域の各自治体では、そういった問題を解消するため、外国人住民に向けた取り組みを進めている。蒲郡市は、外国人住民にごみの出し方や交通ルールなどを紹介するオリエンテーション動画を作成し、2023 年 2 月に市の公式 YouTube で公開した[8]。外国人が生活する上での不安を軽減しようと制作したものである。日本語と英語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、中国語の 7 言語に対応している。また、東三河地域の他の自治体でも「外国人相談窓口」を設けて、医療や福祉、税金、子育て、働く上での困りごとなど幅広く相談を受けたり、自治体のホームページや広報誌を多言語で発信したりするなど、外国人住民の生活の利便性向上を図っている。

人口減少が進む東三河地域においては、外国人は貴重な労働力であるとともに、地域社会を支える仲間でもある。技能実習生をはじめ外国人にとって、暮らしやすい・働きやすい地域づくりに努め、外国人から「選ばれるまち」であり続けることが、今後より一層求められる。

東三河地域では現在、多くの外国人が技能実習生として就労している。技能実習は本来の制度目的である「人材育成」に加え、企業の「人材確保」という点でも、当地域の各産業分野で重要な役割を果たしてきた。技能実習に代わって創設される新制度においても外国人の受け入れを円滑に進めるために、新制度を企業にとって導入・活用しやすいような形に整備し、将来的には受け入れ対象分野を拡大するなど、地域特性に応じた制度運用がなされることを期待したい。

注

1) 総務省（2023)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

2) 総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」において、「外国人住民」とは日本国籍を持たない人のうち、以下の①～④のいずれかに該当する人を指す。

①中長期在留者（在留カード交付対象者）

②特別永住者

③一時庇護許可者または仮滞在許可者

④出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

3) 出入国在留管理庁（2022)「在留外国人統計（旧登録外国人統計)」の 2022 年 12 月末データより

4)「技能実習 1.2 万人所在不明」『日本経済新聞』2023 年 8 月 10 日

5)「特定技能 2 号 9 分野追加」『中日新聞（夕刊)』2023 年 6 月 9 日

6) 総務省統計局の「国勢調査」は日本に住んでいる全ての人と世帯を対象とした統計調査であり、日本国籍を持っていなくても（外国人であっても)、日本国内に常住する人は基本的に調査の対象となる。ただし、以下のいずれかに該当する人は調査の対象から除外される。

① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む）およびその家族

② 外国軍隊の軍人・軍属およびその家族

7) 厚生労働省、厚生労働省愛知労働局の「外国人雇用状況の届出状況」において、「外国人労働者」とは日本で就労する人のうち、以下の条件全てに当てはまる人を指す。

①日本の国籍を持たない

②在留資格が「外交」「公用」以外である

8) 多田羅有美「外国人の生活不安軽減」『東日新聞』2023 年 2 月 8 日

参考文献

1) 厚生労働省「日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 182.3 万人の内訳)」
https://www.mhlw.go.jp/content/000885275.pdf
（2023 年 11 月 17 日閲覧）

2) 法務省 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」
https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf
（2023 年 11 月 17 日閲覧）

3) 法務省 出入国在留管理庁「特定技能 2 号の対象分野の

追加について（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）」
https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00067.html（2023 年 11 月 17 日閲覧）
4）法務省 出入国在留管理庁、厚生労働省 人材開発統括官「外国人技能実習制度について（令和 5 年 11 月 9 日改訂版）」
https://www.mhlw.go.jp/content/001165662.pdf
（2023 年 11 月 17 日閲覧）